

栃木県内 10 金融機関による「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた推進について

栃木信用金庫（理事長 伏木 昌人）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、栃木県内に本店を置く地方銀行・信用金庫・信用組合と共同でお客さまのデジタルサービスへの移行を推進していくこととしましたので、下記の通りお知らせします。

本取り組みは、金融機関の業態の垣根を越えた連携により実施するものです。

当金庫では今後も県内金融機関との積極的な連携を図り、地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

記

1. 目的

- (1) 2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを決定しております。
- (2) 栃木県内に本店を置く 10 金融機関が連携することで、栃木県内企業における決済のデジタル化を促進し、「業務効率化による生産性の向上」「手形・小切手の現物紛失等のリスク低減」「印刷不要等によるコスト削減」「紙削減による環境負荷低減」を図ってまいります。

2. 共同で取り組む金融機関

銀行	足利銀行、栃木銀行
信用金庫	栃木信用金庫、足利小山信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫 大田原信用金庫、烏山信用金庫
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合

3. 共同推進の概要

- (1) 「手形・小切手の全面的な電子化」に関するお客さま向けリーフレットの共同作成
- (2) 「電子記録債権（でんさい）」や「インターネットバンキング」などの電子決済手段の推進
- (3) その他、お客さまの「手形・小切手の全面的な電子化」推進のサポート

4. 取り組み開始日

2025 年 7 月 4 日(金)

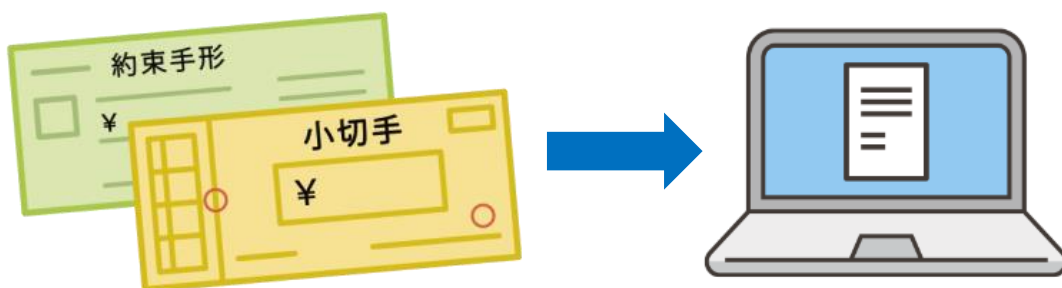
以上

2026年度末
をもって

手形・小切手の ご利用が廃止となります!!

政府では2026年度末までの手形の廃止、ならびに小切手の全面的な電子化を決定しています。

政府の決定を受け、金融界においても2026年度末までの手形・小切手からでんさいやインターネットバンキング等の電子的決済サービスへの移行を推進していますので、お客さまにおかれましてもご検討いただきますよう、お願いいたします。



電子化によるお客さまのメリット



コストの削減

収入印紙や郵送料、手形・小切手の発行手数料が不要となります。



事務負担の軽減

場所を選ばず利用でき、振出業務等の煩雑な事務負担を軽減できます。



紛失リスクの軽減

手形・小切手現物の盗難や紛失のリスクがなくなります。

詳細はお取引のある金融機関にご相談ください。